

「真如堂記録」の紹介(四) 、「元禄五年日並記」

井上幸治

はじめに

本稿では、真正極楽寺真如堂(天台宗、京都市左京区、以下、「真如堂」)が所蔵する元禄五年(一六九二)十一月の「日並記」を翻刻し、紹介する⁽¹⁾。

まず今回翻刻する日並記の原本について、簡単に記す。形態は縦帳、法量は竪二三・三センチメートル、横一六・五センチメートルである。本来の表紙(現状は内表紙)と、新たに付された外表紙とがあり、さらにそれらの外側に厚紙の表紙を別に付け、すべてを四つ目綴りで糸綴じしなおしている(法量は同一)。墨付きは四四枚。また底部戸口(地)には、右から左に向かつて、「元禄五冬 計 本」と記される。「計 本」については、未詳。

以下では、今回翻刻分の内容から、主なできごとを紹介し、解題に代えたい。

一、寺改による由緒書の提出

真如堂はこの年、寺改への返答として、由緒書を東叡山(寛永寺)へ提出している。幕府はこの年五月末に、「寺改」を命じていた⁽²⁾。江

戸幕府は、寛文五年頃に「本末体制」を確立させたが、その後も寺改を行なつて本末関係を確認していた⁽³⁾。元禄五年の寺改も、真如堂や天台宗に限つたものではなく、たとえば知恩院(浄土宗本山)にも、元禄五年五月廿八日に「京都・五畿内五ヶ国・近江・丹波・播磨都合八ヶ国、当山末寺可相改候旨」が仰せ渡されている⁽⁴⁾。知恩院は、すぐに書類作成に取りかかり、六月廿一日に下書を町奉行所へ持参してチェックしてもらい、「いかにも可然存候と挨拶有之、乍然少宛好有之候而、本帳之節直シ申答也」と、大筋には問題ないが、少しづつ好みがあつて、提出用の帳面では書き直すと記している。

このように、寺改の書類は、各寺において作成されたものがそのまま江戸へ送られたのではなく、町奉行所でも確認したうえで作成されていることがわかる。

真如堂の場合、五月頃の日並記が残っていないため確認できないが、知恩院と同じ頃に指示が伝わつたのであろう。前後の記述から推測すると、それは山門執行代を経由して伝達され、真如堂は寺改の帳面を八月九日に山門執行代へ提出したらしい。ところが本翻刻史料によると、十月八日になって、提出した帳面の内容について面談したい旨が、山門執行代から伝えられてきた。そこで九日、真如堂から覚円坊が山門華王院(東塔執行代であろう)まで出向いたところ、そこで東

叡山両執当からの書簡を見せられている。書簡に名を記す覚王院（最純）・仏頂院（義天）の二人が、東叡山寛永寺の両執当である。そこにはおおよそ次のような内容が記されていた。

・真如堂は今回、「日光御門跡御支配」と記した帳面を提出している。
 ・過去の朱印改の際（寛文五年のことか）に提出した帳面には、「本寺付東叡山末寺」と記している。

・今回の書き方では、格式が低くなるが、不都合ではないか？

・江戸では、朱印改の帳面と今回の帳面とを比較する予定なので、齟齬があると真如堂のためにならない。

・朱印改の帳面に揃えて、書き直した方がよい。

江戸からは、朱印改の際に提出した帳面の写しも送られており、その通りに書き直すことに決し、覚円坊は、書き直した帳面を十二日に華王院へ持参している。その日付は、最初のものと同じ八月九日とすることも、相談済みであった。再提出された帳面は、山門執行代の手をへて江戸へと送られたであろう。

なお真如堂が、「本寺付東叡山末寺」ではなく「日光御門跡御支配」と記したのは、書き誤ったわけではなかったと思われる。意図的に改めていたようであるが、東叡山におけるチェックによって露見したのである。密かに本寺書を改めようとしたのだが、失敗したのである。というのも真如堂では、十月十九日に覚円坊が青蓮院門跡の許を訪ね、「寺改本寺書之儀、願相調不申由」を報告している。真如堂は、本寺書の書き様について、事前に青蓮院門跡には相談していたことがうかがえる。格式の降下も承知のうえであろう。真如堂住職である尊通は、青蓮院門跡尊證入道親王を師としており、そうした統属関係の存在が、改定意図と関わっていることが想起されよう。ただし現状では、これ以上の言及は避け、今後の検討課題として残しておきたい。

寺改の帳面については、これで一段落と思われるが、十一月八日に再び山門執行代から書状が届く。そこにはおおよそ次のような内容が記されていた。

・山城国の分の下書きを京都町奉行所で見てもらったところ、次のような指示をうけた。

・洛中には、除地（御朱印地・除地）か年貢地かの区別が不明瞭なところもある。

・洛外は、除地（御朱印地・除地）か年貢地かはつきりしているはずだ。

・帳面に、除地（御朱印地・除地）か年貢地かを明示するように。これをうけて真如堂では、末寺として記載されている元真如堂・高林寺ともに除地である（元真如堂は御朱印地）ことを、即日、山門執行代へ届け出ている。

幕府による寺改の書類は、個々の寺院が書き記したものをもとに、町奉行・比叡山・東叡山といった各レベルでの見直しをへて、数か月をかけて作り上げられていったことがわかるだろう。

二、十二月一日の火災

十二月一日午上刻、青蓮院宮里坊より出火した。この里坊は、禁裏御所の北東に位置し、西隣には有栖川宮邸、南隣には飛鳥井邸が所在していたが、強い南西の風が吹いていたため、火は東北へ東方面へ燃え広がった。そのため、被害は石薬師通に沿って東へ広がり、通りの南側では大聖寺宮・陽徳院（養徳院）・高倉家・愛宕家・白川伯王家・四条家・松木家（中御門家）・大乘院宮などの屋敷が焼失。また、火は石薬師通を北側へ飛びこえ、伊勢祭主藤波家・樋口家などの屋敷が焼

失している。こうした公家衆の屋敷だけでなく、周囲にはもちろん一般庶民の暮らす町家も広がっていた。

火は石薬師通の南北を東へ進み、遂には寺町通も飛びこえた。そこには、寺町を構成する寺院が建ち並んでいたが、法性寺以北が被害を受けた。南から順番に、法性寺、大興寺、迎称寺、正定院、極楽寺、東北院と続き、その次に所在していたのが、真如堂である。

真如堂の北側は今出川通であり、通りの北側には立本寺が所在していたが、そこでは塔頭の被害だけにとどまっておらず、本堂への延焼は食い止めたようだ。それでも大火は寺町の東側へも広がり、一部は鴨川沿まで至ったようである。なおこのころ、真如堂の裏手（東側）には靈元院（本院）の御殿が所在していたが、そこが焼けたという記述はない。寺町通や寺院境内の空地により、寺町以東の被害は小規模に抑えられたのかもしれない。

被害は広範囲に及んだものの、火災は申下刻には鎮火している。強い風にあおられ、比較的短時間に燃え広がったのである⁽⁸⁾。

この火災では、公家町の屋敷が多く被災しているが、建物の大きさという点で言うならば、真如堂本堂がもつとも巨大であったことは間違いないだろう。なお火元となった青蓮院宮の留守居は、自らの不始末をごまかすためか、火元を北隣の清閑寺家と偽って届け出たため、「斬罪」に処されている⁽⁹⁾。

この火災の連絡は、六日に江戸へ届いている（『徳川実紀』）。また、三か条からなる触書が十一日付で京都に出されており、火事への対応が確認されているが、十一月末から十二月初頭にかけては、風の強い日が続いており、一日の火災以外にも、小規模な火災が頻発していたようである⁽¹⁰⁾。それらへ対応するため、再確認を求めたものといえよう⁽¹¹⁾。

この火災によって、真如堂は全焼した。土蔵は残ったものの、多くの文書・什器を失っている。現存する真如堂日並記が、元禄二年からであることも、そのためと思われる。しかし御本尊をはじめとする仏像などは、早々に運び出され、元真如堂（浄土寺村）へと移された。前述のように、真如堂は火元から離れており、風向き等から延焼が予測されたものの、それに備えて避難するだけの時間的余裕があったのである。

興味深いのは、今回翻刻した日並記において、十月朔日から書き始めた記述が、十一月十七日で一度途切れていることである。十一月十八日から同月晦日までの記述はなく、改めて十二月の表紙を挟んだ後に、十二月朔日以降の記述が続いている。まるで、二冊を合冊したかのような体裁をとっているのである。

記述された文字を見ても、その違いは明らかである。十一月十七日までの記述は、比較的読みやすい文字で書かれており、丁ごとの行どりも八行でほぼ一定している。清書したものとみなしてよいだろう。しかし十二月朔日以降のものは、明らかに乱雑に書かれているうえ、丁ごとの行どりも一定していない。書き直したところもあり、恐らくは、下書きのままなのではなからうか。

これらの様子から、真如堂では、日並記を次のような手順で書き遺していたと類推している。

① 毎日の記述を残す（下書き）。

② ①の下書きが一定量（半月ほど）たまると、清書する。

毎日清書をしていたのであれば、火災のおこった直前まで、日並記が記されていたはずである。しかし十二月朔日の段階で、まだ十一月十七日までしか清書していなかったのだろう。十八日以降の記述は、清書以前の下書きの状態のまま火災に遭ったため、失われてしまったの

だろう。

三、仮堂建設と寺地移転

十二月朔日以降の記述からは、復興をめざす関係者の姿が浮かびあがってくる。

そもそも真如堂は、本堂を再建したところであった。三重塔など未建設の堂舎もあり、寺内ではまだ、造立作業が進められていたはずである。それでも被災してすぐ、四十八人講の人びとが復興へ向けた具体的な提案を申し出ている（五日条）。四十八人講については、十夜念仏（お十夜）に関わっていたと思われる組織であるが、明確ではない。

対して真如堂は、仮堂の普請に向けて動いている。仮堂の建築計画は、六日には固まっていたようで、大工頭中井の許に伝達されている。これを受けて中井は、七日に現地を確認しに出向いている。一方、同じ七日には建築に向けた入札結果が明らかになっており、翌八日には普請が始まっている。恐らく四・五日のころには、仮堂としてどのような建物を建てるのが検討され、また焼失後の片付け等も進められたであろう。「仮堂之絵図」が町奉行へ報告されるのは、九日である。仮堂建設は、きわめてスピーディーに始まったのである。

その後、仮堂普請は順調に進んだものとみられ、廿二日には「仮堂ノ用意」（内装）に取りかかっていることから、一五日ほどで建設されたことがわかる。そして廿五・廿六日に遷仏がなされ、その記述をもって、この年の日並記は終わっている。

短期間で建てられているものの、仮本堂の規模は決して狭いものではない。本尊が納まる内陣は三間四方であり、その前後に、三間×六

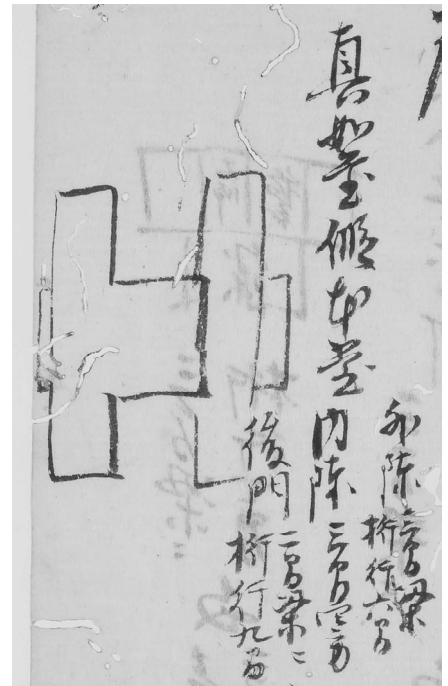


写真1 12月9日条 仮本堂の図

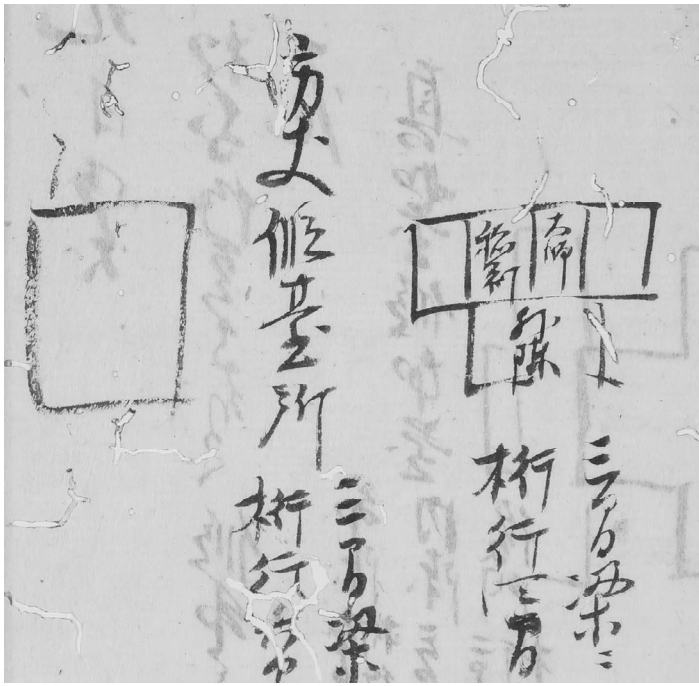


写真2 12月9日条 稲荷等（右）・方丈仮台所（左）の図

間の外陣と、三間×九間の後門が附属し、さらにそれぞれの外側に一間半×三間の御拜が付いている。上から見ると横線が突き出た「H」字のような形態の建物であった(写真1)。境内に所在していた稲荷など三社も、仮本堂とは別の一字(三間×四間)にまとめられ、仮方丈(三間×六間半)も建てている(写真2)。これらのすべてが、一日で完成したかは未詳だが、仮本堂だけでも、一五日で建てられており、急ピッチでの作業が遂行されたものと思われる。

こうした普請に対しては、町奉行・与力・大工頭による見分が繰り返されている。同時期には、同時に被災した宮邸・公家邸・寺院などがいくつも復旧工事を始めていたであろうから、町奉行等としても、その工事を注視する必要があったのである。こうして復興が始まったのであるが、真如堂のような広い敷地が全焼したことにより、所司代・町奉行たちは、別の計画を考えていた。

十二日、大工頭中井から、浄土寺村の元真如堂の土地を「間地打」(測量)するという連絡が入る。これは十三日に実施され、十五日には町奉行が元真如堂の地を視察している。この数日のどこかで真如堂は、「所替」(寺地の移転)が計画されていることを知るのである。この火災を契機として、真如堂を寺町今出川から元真如堂へと移転させようというのである。

真如堂の関係者は大いに驚き困惑したものの思われ、以後、その対応に忙しく動きまわっている。まずは東叡山へこのことを連絡し、元真如堂へ「引込」むことになれば、それは真如堂の「衰微」であるとして、不安を隠さない。また、宮門跡・公家衆の墓があることを中井側へ伝えている。明確には記されないが、できれば移転は避けたいのである。移転が沙汰止みとなるように働きかけているようにも見え

しかし十八日には、墓がある曼殊院門跡(竹内門跡)・勤修寺家・七条家・富小路家らが、所替に合意した旨が伝えられる。移転は避けられないと判断したのである。今度は、洛外への移転を前提とした願いを廿日に申し出る。それは、本尊が洛外に出ることの不便を訴え、本尊が洛中へいつでも戻ってこれるよう求めている。戦国期に真如堂が一条町へ移って以降、その信仰は、洛中の人びとに広く受け入れられていた。そのため町奉行は、この点についても廿一日に認めている。

実は、正式に寺地移転が申し渡されるのは、翌年三月である⁽¹⁴⁾。しかし実質的には、被災一か月以内に移転は内定していた。そしてこの移転については、「関東命」により移転したとも記されるが、町奉行・中井からは、十二日には移転へ向けた調査に動きはじめていた。移転が江戸からの指示であったならば、火事の報が江戸に届いたのが六日であること、江戸と京都の連絡に五日はかかることを考慮すると、六日に第一報を受けた直後に、真如堂移転の指示を京都に向けて発したことになる。それはあまりにも早すぎるのではないだろうか。真如堂の移転は、最終的な決定は「関東命」であったかもしれないが、その発案は、京都にいた所司代や町奉行らであったとみなすべきであろう⁽¹⁵⁾。

またこの寺地移転については、その真意がどこにあったのかも明らかではない。というのも、真如堂が転出した跡地は、すぐに町家として利用されはじめており、禁裏・公家町の整備などの計画にはつながらっていないのである。単に真如堂をはじめとする四か寺を鴨東・郊外へと移転させただけであった。

一方、たとえば宝永大火の際には、多くの町家・寺院が移転されたが、その跡地はしばらくの間、空地として維持され、その後、公家町

の再整備が行なわれている。そのような計画的な動きは、この時には見られない。当初は何らかの計画があった可能性も捨てきれないが、まったく実施されておらず、未詳とせざるをえない。現地はこの後、幕末まで一貫して町家であった。

むすびにかえて

本稿では、元禄五年十月～十二月の真如堂「日並記」を翻刻し、紹介した。十二月朔日の火災について、またその後の再興・移転に関する当事者による記述であることは、貴重である。また仮堂などの建設が速やかに行われていることがわかり、また元真如堂への移転も、きわめて短期間に決定されていることが明らかである。それゆえ、移転の発意主体が在京武家の人々であったことも間違いないだろう。真如堂の僧侶や関係者は、こうしたできごとへの対応を、困惑しつつも着実にこなしていたのである。

こうして、被害は大きいものの、復興がスムーズに進む背景には、被害が禁裏をはじめ、他の大規模施設には及んでいないことがあげられよう。強風にあおられ、火勢は激しかったものの、鎮火も早かった。また五日には、四十八人講中が具体的な復興案を提示してきたように、恐らく講中の人びとの多くも、被災していないのであろう。真如堂の被害は甚大であったが、京都全体としては部分的な被害でしかなく、関係者の被害も小さかったことが、早期復興の力をもたらしたのであろう。

註

(1) 真如堂記録研究会及び井上幸治は、これまでに元禄二～四年の記録を翻

刻・紹介している。真如堂記録研究会「真如堂記録」の紹介（元禄二年「鈴磨得度記」）（『立命館文学』六四四号、二〇一五年）、井上幸治「真如堂記録」の紹介（二）（『元禄三年日並記』）（同六六三号、二〇一九年）、同「真如堂記録」の紹介（三）（『元禄四年日並記』）（同六七四号、二〇二一年）。

(2) 京都町触研究会編『京都町触集成 第一巻』（岩波書店、一九八三年）所収の一～三号（元禄五年月日未詳）が、その際の触に該当するものと思われる。

(3) 朴沢直秀「近世の仏教」（『岩波講座日本歴史第11巻近世2』岩波書店、二〇一四年）。

(4) 『知恩院史料集 日鑑・書翰篇 一』（総本山知恩院史料編纂所、一九七四年）。

(5) 両執当の人名比定は、『徳川実紀』元禄五年八月五日条・元禄六年三月廿一日条による。

(6) 藤田和敏「近世前期郷鎮守における神宮寺と本末関係の形成」（『近世郷村の研究』吉川弘文館、二〇一三年）によると、元禄五年の寺改の際、近江国甲賀郡の矢川寺をめぐる本末関係をめぐって訴訟がおこり、山門執行代らは、寛文五年朱印改の際に作成された帳面の記載にしたがった判断を下している。判断基準の類似が、注目されよう。

(7) 同様の届書は、相国寺でも求められている。相国寺には、十一月廿日に南禅寺金地院から連絡があり、十二月中旬に提出している。『相国寺史料』第三巻（思文閣出版、一九八八年）参照。

(8) 火災の状況については、『通誠公記』・『続史愚抄』の同日条を参照。周辺の屋敷配置については、延宝五年（二六七七）の「新改」内裏之図（『京都市歴史資料館所蔵「大塚コレクション」』画像は『叢書 京都の史料14 内裏図集成』京都市歴史資料館、二〇一六年）を参照。

(9) 「記録」元禄五年十二月朔日条（『北野天満宮史料 宮仕記録 続一』北野天満宮、一九九六年）。

(10) 京都町触研究会編『京都町触集成 第一巻』（前掲）所収。二〇号。

(11) 『通誠公記』元禄五年十二月七・十三・十五日条。

(12) 本堂再建については、元禄三・四年日並記の紹介（註(1)）を参照。

(13) 四十八人講については、元禄三・四年日並記の紹介（註(1)）においても触れている。

(14) 『続史愚抄』には、元禄六年六月の出来事として、日付を明示せずに移転の旨を記すが、真如堂への正式な通知は同年三月であった（『華頂要略』巻第

三十六門下伝・院家伝第三「上乘院」。なお御本尊が、仮堂から元真如堂へ遷座したのは、元禄六年八月のことである。

(15) 「季連宿禰記」元禄六年八月二十三日条（東京大学史料編纂所データベースによる）。

(16) 当時の京都所司代は小笠原長重（三河吉田藩主、元禄四年閏八月任）、京都町奉行は、小出守里（西、元禄三年正月任）・松前嘉広（東、元禄五年四月任）である。

（佛教大学非常勤講師）

〔附記〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（課題番号23K00078）による成果の一部である。

【史料翻刻 凡例】

一、本史料は、真正極楽寺真如堂（京都市左京区、天台宗）が所蔵する元禄五年（一六九〇）の日並記を翻刻したものである。

一、翻刻にあたっては、以下の原則にしたがった。

- 1 原則として新字・常用漢字・通常の字体を用い、旧字・異体字・変体仮名などは用いない。ただし固有名詞・人名等はその限りではない。また何度もあらわれる人名で、旧字・新字を混用しているような場合は、新字で統一し

た。

2 合体字のうち、「分」（より）はそのまま用いた。

3 小文字で書かれた送り仮名や割書は、本文中に（へ）内で示した。

4 破損・虫損などによって解読できない部分は、おおよその字数を類推し、□で示した。類推できない場合は、「□」とした。

5 原文の抹消・挿入は、そのまま本文へ反映した。

6 平出・闕字などの表現は、そのまま残した。

一、原本の改丁・表裏は、末尾に（―）を付して示した。

一、適宜、本文に読点（・）・並列点（・）を補った。

一、誤字・脱字をはじめ、人名などの注記を、本文右傍の（ ）内に示した。なお、初出のみに止めた。

一、翻刻に用いた画像データの撮影やその経緯等については、真如堂記録研究会『真如堂記録』の紹介（元禄二年「鈴磨得度記」）（『立命館文学』六四四号、二〇一五年一〇月）を参照されたい。また故真淵紳一氏（二〇二一年一月一八日逝去）撮影の画像データも活用した。ここにその旨を記し、故人に対し深甚なる謝意と敬意を表す。

一、本史料の翻刻および本稿の発表にあたっては、貫主奥村慶淳様をはじめとする真正極楽寺真如堂の方々より便宜を得た。ここに改めて、深甚なる謝意を表す。

(外表紙)

「元禄五（壬／申）歲

冬日並之記

鈴聲山

春夏秋不足

(内表紙)

「元禄五（壬／申）歲

冬 日並之記

鈴聲山

(内表紙裏)

「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」

元禄五（壬／申）歲十月大

朔日（丙／子）晴天

一、己心院法印御忌日、御弟子衆御齋（二）入来、

一、御院家、本堂・諸堂・己心院御廟（工）御

参詣、

一、明二日慈眼大師（天海）五十回忌（二）付、惣寺中方丈（工）

出座、法花六之卷読誦、御院家御焼香、

回向七位、

一、金光院良盛入来、扇子三本人持参、

一、祀堂七日別時開白、 一、金子百疋丸山道全

持参、東山之地子也、

二日（丁／丑）晴天

一、毘見院（如諱）（工）為御餞別公家衆寄合有、本哥仙壹通

短尺十枚、油煙二十挺被遣之、

一、藥樹院入来、

一、毘見院（工）そば切御振舞、常照坊（有尊）・七位・

青木無庵相伴（二）入来、毘見院今日山科

迄被参、四日（二）江戸（へ）発足之由也、

三日（戊／寅）雨降（ル）

四日（己／卯）天晴

一、藥樹院坂本（へ）帰寺、

五日（庚／辰）晴天

一、如例年酉之刻十日十夜開白、御院家惣

寺中本堂（へ）出仕、阿弥陀読誦、念仏

十念無量院、其已後於方丈如例雑煮

出之、退出、

六日（辛／巳）晴天

一、御院家、覚円坊（覺盛）（へ）御齋（二）御越、施主内藤正的、

一、今日夕說法二座、日中御本尊御開帳、

開役東養坊（純盛）、施主寂靜坊（具快）取次、

一、東養坊（へ）開帳之施物青銅廿疋遣之也、

一、白銀壹包、今朝之為御施物内藤正的持参、

七日（壬／午）雨天

一、祀堂七日別時回向、日中西之刻說法二

座、 一、白銀壹包増地甚左衛門持参、祀堂別時

之礼也、 一、藥樹院夕柚壹籠到来、

八日（癸／未）晴天

一、説法二座、一、山門執行代の書状到来、如左、

態以手紙申達候、然者今度由緒書之義

（二）付、各御願之通口上書相添東叡山（へ）

申進候処、御返翰昨日致到来候、委細

面談可申宣候間、一兩日中御越可有之候、已上

十月八日

密厳院

三執行代

上乗院様

廬山寺

二尊院

遣迎院

御手紙致拜見候、然者今度以口上書御願申候儀、

東叡山（へ）被仰遣御返翰昨日到来、就夫一兩日

之内罷出候様（二と）被仰下得其意存候、一兩日之内

参上可仕候、四ヶ寺へハ此方々相届ヶ可申候、已上

同日

上乗院

三執行代

密厳院

右之書中、廬山寺・遣迎院（へ）覚田坊持参、明日

遣迎院覚田坊同道（二テ）坂本（へ）可参由対談也、

一、青御門主様坊官中々之触書、十乘院殿より

到来、一覽点（ヲ）掛、尊勝院殿（へ）遣之也、触書如左、

口上書

兼而被申入置御知行所鉄炮御改之事、証

文被取置候ハ、右証文被相添候而来八日九日

兩日之内五ツ八ツ迄之内、柳原方へ可被進候、外（二）

被申入儀（も）有之候間、左様（二）御心得可有之候、右之趣

各迄可申入旨兩伝被申候、已上

十月七日

柳原家

千種家

御坊官衆中

追而、右之旨御院家衆（へも）可被相達候、已上

右之趣、伝奏衆申来候故申入候、先年鉄炮

御改之通、有無之御書付可被下候、為其如此候、已上

十月八日

鳥居小路大藏卿

大谷兵部卿

進藤采女

十乘院様

尊勝院様

追而、例年之通宗門御改書御認被成、近日

可被遣候、已上

一、鉄炮改帳之儀、先年ハ御公儀（エ）斗指上、兩

伝奏衆（へ）ハ指上不申候（二）付、如何可仕候哉（と）先年之

様子 青御門主様（へ）覚田坊致参上、坊官中（へ）

被申入候処、左様（二）候ハ、柳原殿（へ）御越候テ様子御尋

可被成由被申（二）付、柳原殿（へ）致参上、堀内内蔵助（へ）

対談候処、先年ハいか様（二）御座候共、此度ハ御吟味成
鉄炮改帳御持参候様（二と）被申渡也

九日（甲／申）晴天

一、説法二座、
一、柳原大納言殿（^{資藤}）
鉄炮改帳
為持被遣、使正明坊、改帳如左、

高百五石 （鈴聲山／真正極楽寺）真如堂上乘院

一、鉄炮之儀、吟味仕候処、本坊并寺中（二）
^{杵挺}

茂無御座候、

一、鉄炮杵挺、玉目二匁、

一、同杵挺、玉目三匁五分

但たねヶ嶋

右之鉄炮、山城国愛宕郡浄土寺村之内、

元真如堂門前村代官忠右衛門事金子十郎左衛門（と）

申者、所持仕候、五年已前、辰ノ年鉄炮御吟味

御座候、又翌年巳ノ年御吟味（二）付、御公儀（エ）

鉄炮持参仕候様（二と）被 仰渡候間、巳ノ年二月廿一日

指上候処、於 御公儀相对被為 仰付、役者之

預り候様（二）被 仰出、只今（二）至預（り）罷有候、今度

御吟味（二）付、門前村吟味仕、則十郎左衛門并百姓

共より手形請取、御指上申候、弥自今已後、

無断鉄炮所持致間敷旨、堅申付候、右

之外、鉄炮杵挺も無御座候、為其如此（二）御座候、已上

元禄五壬申年

十月九日 真如堂上乘院役者

覚円坊 印判

千種大納言様御内

家所図書殿

多田数馬殿

柳原大納言様御内

田付主膳殿

堀内内蔵助殿

鉄炮御吟味（二）付指上ヶ申一札之事

一、四年以前巳ノ年、鉄炮御吟味（二）付拙者所持仕候鉄

炮二挺、巳ノ二月廿一日（二）指上ヶ申候、此度又御吟味（二）

付、門前村吟味仕候処（二）鉄炮杵挺（も）無御座候、

若隠置候ハ、如何様之曲事（二）も可被仰付候、為其

手形如件

山城国浄土寺村之内元真如堂

元禄五（壬／申）年

同村

金子十郎左衛門 印

同

長右衛門 印

真如堂御役者

久右衛門 印

右之一札本帳（二）相添、柳原殿雜掌（エ）相渡

申候処、一覽候テ一段よく御座候由（二）而、納（メ）被申也、

鉄炮改帳上書之覚

真如堂

領分鉄炮改帳 上乘院

一、覚円坊・遣迎院同道（二）テ坂本（へ）罷越、花王院（エ）

参、対談（ニ）テ東叡山両執当分の返翰之趣

被申渡也、返翰如左、

芳札令披見候、先以（公辨法親王）御門主益御機嫌能

只今日光御在山之御事（二）候、然者其元京

都御奉行所（二）而諸寺御改（二）付、真如堂

上乘院日光御門跡御支配（と）相認差出

被申度之由、尤 御朱印之砌、本寺付

東叡山末寺（と）被致候へ共、二条御札之格式

只今迄本寺並（二）勤来候、只今本寺付之□

者、御札格式輕罷成迷惑之由、願書之

趣令承知候、乍然京都御奉行御改之

帳面、江戸（へ）参候而御朱印頂戴之御帳面

と御引合御吟味可有之と存候、左様之時分、

相違有之候而ハ上乘院為、還而不宜様（二）

存候間、御朱印改之帳面之通、本寺

東叡山（と）書付、被差出可然存候、則先年

御朱印之節、御改候 公儀之帳面本末

付写候而差越候間、此帳面（二）無相違様（二）と

上乘院（へ）可被相違候、恐惶謹言

九月廿二日

（善天）佛頂院 判
（最純）覚王院 判

三執行代

密厳院

山城国愛宕郡洛陽本寺東叡山

一、寺領高百五石 真如堂上乘院

是ハ御朱印之写指上候時分、傳法院如此

書付、本多淡路守（世嗣）淡路守殿工被上候由也、

一、廬山寺・二尊院・遣迎院（へ）も、右之趣、東叡

山分返翰到来之由（二）テ、遣迎院工花王院

被申渡也、

一、山門真藏院入来、扇子三本入持参、

一、金光院良盛（エ）青銅廿疋被遣之也、

十日（乙酉）晴天

一、施薬院江戸下向、為御餞別油煙廿挺

被遣之、使僧正明房、

一、薬樹院出京、 一、七条（へ）十夜柿壺籠御進上、

十一日（丙戌）曇天

一、覚円坊例年之通雑色雇申度旨、月番

小出淡路守殿（へ）口上書持参、如左、

口上

如例年十日十夜之法事執行仕候、

就其、十五日之朝分十六日之昼迄、雑色

衆雇申度奉願候、尤松尾方参着之

事（二）御座候、恒例之通、被為仰付候様（二）

奉願候、以上

真如堂役者

十月十一日 覚円坊 印判

御奉行様

包紙上書

上 真如堂

右之口上書月並小出淡路守殿へへ持参之處、

恒例之通、雑色可被仰付候旨、御返答也、

松前伊豆守殿へへも右之口上書持参候而、如例

年之雑色之儀、御月番へへ願申上候処、可被

仰付之由被仰出候、為御断参上仕候由、口上書持

参仕也、

一、前町両組へへ如例年樽壹荷・青銅二百疋被遣之也、

一、正親町様へへ明日御出被成候様へ二と被仰進候処、御出可被成

へと之事也、

一、中山中納言様御使者、梨壹折到来、

一、法泉坊（賢祐）柿壹籠被上、

一、松村庄兵衛入来也、

十二日へ丁／亥晴天

一、寺御改之帳、御公儀へエ指上へケ候通へ二相認候テ、

山門花王院迄為持被遣、花王院へへ書状如左、

先前者從江戸之返翰覚円坊へへ被仰聞致

承知候、御頼申入候願之義、相濟不申残念之

御事二候、各々御苦勞忝存候、就夫進置候

帳面認替候而、為持進申候、御請取可被下候、前辺

へ御断申入候通、此方之義御公儀へへ直へ二

指上候様へ二と被仰付候間、此帳面之通少茂不相

替八月九日へ二指上置候間、其通へ二月日等迄

仕進之候、御支配之願仕候間、相濟申候ハ、

帳面御取替可被下候由申入置候、相叶不申候間、

昨日以役者右之段御断申入候、左様へ二御

心得可被下候、御役人中へへ以別紙可申入候へ共、

宜御心得相存候、尚期後蓋御座候、恐惶謹言、

十月十二日 上乘院 判

花王院

御書中致拜見、寺御改帳髓へ二請取申候由

返翰到来、

一、正親町中納言様、奥方御同道へ二而御出、昼御

雑煮出、夕御膳御馳走、夜へ二入御帰へリ

一、施薬院暇乞へ二入来、明日罷立候由也

十三日へ戌／子晴天

一、伯英子（向井元徳）三回忌、向井元瑞家東山廟へへ参詣、

正明房勤行へ二参詣、帰へリ二何茂焼香へ二参

詣、香資拾匁、御院家御逢之已後、雑煮出之馳走、

一、施薬院へ赤飯到来、一、岡本右近宿へ重之内上ル

十四日へ己／丑晴天

一、本院御所様裏之御殿へへ御幸、御通之節、如例

念仏、一、説法、日中西之刻、兩座、

一、如例年、御出入中并仏餉共百姓共相詰

申也、一、岡本内記一家入来、妙傳寺入来、

十五日〈庚／寅〉晴天

一、寅之刻、御院家本堂〈エ〉御出仕、御本尊

御開帳、開役東養房、十念無量院、

一、御茶口切、御本尊御茶湯〈ニ〉被上之也、

一、御公儀〈ヨリ〉為警固松尾新五右衛門・与右衛門・

新右衛門・九郎右衛門・八郎右衛門參着、宿坊常照房

同道〈ニテ〉方丈〈へ〉入来、御院家御逢、其以後

料理出之、如例年馳走、

一、日中夕座說法、一、如例御出入衆不殘入来、

一、多賀主斗不入来、一、石川草春入来、料理出之也、

一、御公儀御目付鈴木五郎兵衛・松田五左衛門暮

方より入来、

十六日〈辛／卯〉曇天

一、辰之上刻、雑色衆警固〈ニ〉テ御院家并

無量院・東養房本堂〈エ〉御出仕、十日十夜

之回向說法、十念無量院、御本尊

御閉帳首尾能御回向相濟也、

一、雑色衆〈へ〉之馳走、例年之通有之、諸事

首尾能相濟申也、講中御出入衆何茂被帰、

一、今朝も石川草春入来、御料理出之也、

一、^(慈泉)洞空和尚夜前房〈ニ〉テ御通夜被申也、

十七日〈壬／辰〉曇天

一、小出淡路守殿・松前伊豆守殿〈エ〉雑色警

固之為御礼、役者覚円坊參上、御所柿杓

籠ツ、持參也、

一、昌純法印月忌、御院家寂靜房〈へ〉御齋〈ニ〉御出、

一、青銅杓貫九百文如例年松尾新五右衛門〈エ〉

十夜警固之為礼物遣之、藤川崑兵衛

使者〈ニ〉遣之也、

一、施薬院^(徳川秀忠)台徳院殿五十回忌法事料として

白銀三枚来〈ル〉、

一、今日如例錢ツナギ也、一、妙傳寺・松村庄兵へ

被帰〈ル〉也、

十八日〈癸／巳〉雨降〈ル〉

一、台徳院殿五十回忌、一山出仕、法事法花

懺法、導師御院家御勤、御施主施薬院、

為名代家老參詣、松本隆庵〈ニ〉も參詣、

御法事過御齋出之也、

一、^(施薬院安宗)長生院殿御參詣、御香資白銀杓持參、

御院家御逢、うんとん・御吸物等出之御馳走也、

一、清徳院殿・芳春院殿^分為香資白銀

杓包ツ、来〈ル〉也、

一、無量院一山之衆中〈エ〉今朝之施物白銀

杓包ツ、遣之也、

十九日〈甲／午〉曇天

一、正明坊、快心寺住職相濟候〈ニ〉付、青銅五百疋為御祝儀

被下之、

一、青御門主様へへ覚田坊参上、寺改本寺書之儀、願相調不申由、被申上也、

*この一つ書き（一、青御門跡様へへ・・）は、廿日の日付下部の余白に記されている。十九日条への挿入と解した。

廿日（乙未）晴天

一、正親町中納言様分練酒壹徳へり御到来、

廿一日（丙申）晴天

一、神保三郎兵衛殿・黒河与兵衛殿順見へ二御入来、役者

覚田坊出向、如例当寺之次第書遣之也、

廿二日（丁酉）晴天

一、正親町中納言様分来へル廿九日大納言様、七条へノ□□

御招入被成候間、院家へ二も御出被成候様へ二と申来へル也、

廿三日（戊戌）晴天

一、愛宕山へへ服部新平御代参、

廿四日（己亥）晴天

一、七条より押餅二枚御到来、并磯田立安分御菓等

被上也、一、大式へへ為見舞押餅被遣也、

一、青木無庵御家来中振舞被申也、

廿五日（庚子）晴天

一、松雨軒様（後井政信）御風氣為御見舞うんとん
五般被遣之、

廿六日（辛丑）晴天、夜へ二雨降へル

一、御院家、法泉坊へへ御齋へ二御こし、施主
いなや浄恵、後刻為御礼白銀壹包

持参、

廿七日（壬寅）曇天

一、御知行収納、

廿八日（癸卯）晴天

一、本院御所様、裏御殿御幸、

一、青御門主様分御使者、大羊羹十棹御拜

領、御院家御使者へへ早速御請被仰上也、

一、正親町様、明日之御振舞之儀、御延引之由也、

廿九日（甲辰）晴天

一、施薬院留守為見舞御使者、大羊かん二棹

被遣之、長生院殿へも大羊かん三棹被

遣之也、一、十乘院殿大羊かん三棹

被遣之、何茂御使者藤川甚兵衛、

晦日（乙巳）晴天、風はけし

一、一山月並之御出へ二出座、

十一月

朔日〔丙／午〕晴天

- 一、已心院法印御忌日、弟子衆御齋〔二〕入来、御院家、本堂・諸堂并已心院様御廟〔へ〕御参詣、

二日〔丁／未〕晴天

三日〔戊／申〕晴天

- 一、御院家、正親町中納言様〔エ〕御振舞〔二〕御越、覚円坊・岡本右近御供〔二〕参上、

四日〔己／酉〕雨天

- 一、正親町様〔エ〕昨日之為御礼御使被遣之也、御院家、青木無庵〔へ〕御振舞〔二〕御こし、

五日〔庚／戌〕晴天

- 一、昌純法印尽七日〔二〕付、御院家寂靜坊〔へ〕作時〔二〕御こし、

六日〔辛／亥〕晴天

- 一、御院家、寂靜坊〔へ〕御齋〔二〕御こし、法事経供養、

- 一、覚円坊、八瀬釜風呂〔へ〕被参也、
- 一、寂靜坊、中陰明候〔二〕付、御礼〔二〕被出、今朝之為御施物白銀壺包持参、

- 一、鈴木金右衛門入来、

七日〔壬／子〕晴天

- 一、岡崎村一軒焼失、山元宗因〔へ〕見舞〔二〕人造〔ス〕也、

八日〔癸／丑〕雪降〔ル〕

- 一、三執行代分書状到来、如左、

先日被指越候寺社由緒書、未埒明所有

之候得共、余 公儀延引〔二〕罷成候〔二〕付、山城分

帳面致下書、二条御奉行所〔へ〕掛御目候処、

除地共年貢地とも無之寺方、洛中〔二〕而

左様之所も有之候へ共、洛外〔二〕ハ除地共年

貢地共不知所可有様無之儀と而、此段吟

味候テ書入候様〔二〕被 仰渡候、即各末寺之内、除

地共年貢地共不知寺方書拔、進候間、御

吟味候而御書付可被遣候、已上

霜月八日

密厳院

三執行代

上乘院

二尊院

般舟院

興聖寺

上乘院之内

- 一、〔浄土寺之内〕元真如堂

- 一、〔北野〕高林寺

般舟院之内

- 一、
一、
一、

〔深草〕安樂行院

〔同〕嘉祥寺

二尊院之内

〔上嵯峨〕功德院

一、
一、

興聖寺之内

〔同末寺〕大応寺

〔同〕長遠寺

〔同〕不動院

已上

右之通申来〔ルニ〕付、御返書如左、

御連状拜見、委細致承知候、元真如堂

并高林寺除地か又八年貢地敷之由、

御尋、則別書〔ニ〕書付進申候間、可然様〔ニ〕願存候、已上

十一月八日

三執行代

密厳院

尚々御連書次〔ニ〕相達申候、已上

覚

〔山城国愛宕郡浄土寺村之内〕

一、御朱印地

〔北野境内馬喰町〕

一、除地

元真如堂
高林寺

已上

〔真如堂〕

上乘院

右之通書付遣ス也、

一、永法院殿分爲御見舞精籠壺組到来、

一、稻荷御火焼如例年、神供御酒、供物調進、

九日〔甲／寅〕雪天

一、万里小路大納言殿御家督之御児、今日御元服

〔ニ〕付、爲御祝儀御使者、菓子昆布百本、御

進上、御使者岡本右近、

一、密厳院分覚円坊〔へ〕書状到来、御用之儀

〔ニ〕付、少々対談申度由申来候〔ニ〕付、八瀬へ爲持遣ス、

十日〔乙／卯〕晴天

一、石柿和尚〔へ〕紫衣願之儀相濟候、爲御祝儀

書状精籠壺組被遣之、返書到来、

一、常照坊分御酒・たうふ被上也、

十一日〔丙／辰〕晴天

一、板倉義太夫分書状、御祈禱之御被大麻并

土産之品々到来、使前田茂兵衛来、曆持参、

一、八瀬分覚円坊帰寺、山門密厳院入来、来

年日光御門主御上落之御願〔ニ〕候、左候ハ、

御宿坊之儀、真如堂〔ニ〕被成度思召候而参候間、

寺見合候而、指図致〔し〕方、指遊候様〔ニと〕御内證より

□^〇仰下候故、罷出候由（二）而、一々見被申也、御院家御逢被成、そは切出（シ）御馳走、扱寺之指図致、此方^〇御自分迄可進申由、御約束也、

一、久遠寿院様^{公進}御使者、来（ル）十五日准三宮

御昇進之、為御祝儀、山門衆（へ）御料理被下候而、

御自分（二も）御出候様（二と）之御口上也、御使者

磯田与平次（へ）御院家御逢、可参上仕由御

請被仰上也、覚円坊（二も）参上仕候様（二と）之

御意之由、坊官中^〇書状到来、

一、万里小路大納言殿^〇御使者、侍従元服之

節ハ御使者御祝儀忝存候、為御祝以使

者申入候由（二而）、焼饅頭^〇折御到来、

一、施薬院当朔日首尾能^{徳川細吉}公方様（エ）御

目見（エ）相济候、為御祝儀、長生院殿并

良松院（エ）御使者被遣也、

一、覚円坊八瀬（へ）被参也、

一、岡本内記入来、一、山元宗因先日火事見舞

之御礼（二）入来、

十二日（丁／巳）晴天

一、板倉義太夫（へ）返書、為御初尾金子百疋被遣、

前田茂兵（へ）白銀壺包遣之也、

十三日（戊／午）晴天

一、覚円坊八瀬^{良応入道親王}帰寺、

一、竹御門主様御庖瘡被遊（二）付、為御機嫌窺

御使者、焼饅頭^〇折献上、御使者藤川
甚兵衛

十四日（己／未）晴天

一、久遠寿院様明日御料理被下候御礼、准三宮

御昇進之為御祝儀、御樽^〇荷、昆布

壺箱、氷崑蕪^〇壺箱献上、御使僧覚円坊

参上、葛切^〇壺箱覚円坊被上也、

一、洞空和尚^〇書状、密柑^〇壺箱到来、返書被成也、

十五日（庚／申）晴天

一、御院家 久遠寿院様（へ）御振舞（二）御

参、覚円坊被召連、種々御馳走（二而）夜（二）

入御帰（リ）、一、御本尊御開帳、寿栄尼一

周忌之由（二而）、施主桔梗屋伊兵衛参詣^{秀海}

房（へ）菓子出之也、開帳役祥源坊、

一、桔梗屋伊兵衛金子百疋持参、

十六日（辛／申）晴天

一、昨日之為御礼、久御門主様（へ）覚円坊被上也、

一、正観院大僧正十八日（二）参 内之由（二而）出京御

□、

十七日（壬／酉）晴天

一、御本尊御開帳、開帳役東養坊、施主堂

僧（二）取次、説法所望（二而）、無量院被相勤也、

一、石柿和尚の書状、明日参 内被仰付候、早
仕舞申候者、御見舞可申入由(二而)密柑志籠、
油煙二挺到来、返書被成也、

一、

(白紙)

元禄五(壬/申)

日並之雜記

十二月朔日

(白紙)

元禄五(壬/申)十二月

朔日

晴天未申ノ方ヨリ大風

一、午之上刻、築地之内ノ出火、本堂・鎮守山王・
稻荷社・護摩堂・鐘楼堂・観音堂・薬師
堂・惣門・方丈寺中一字茂不残類火(二)テ焼失、
御本尊并千手・不動、稻荷・元三大師其外、
御朱印・縁起靈宝等、元真如堂(エ)御遷(リ)
被成也、御院家無恙供奉、土蔵二ヶ所無別条

大風火急故、公物蔵之外不残

相残(リ)申也、諸道具過半焼失并十三年 * 「過半」抹消

此方之日並不残焼失、

一、方々ノ火事見舞、別帳(二)記之也、

二日 晴天

一、東叡山両執当衆へ、昨朔日築地ノ出火、本堂寺中不残
類火仕候、乍然本尊無恙元真如堂(へ)遷(シ)申候由、御
注進状被遣也、

一、類火御見舞別帳(二)記之、

三日 晴天

覚円坊東山(へ)被参、念仏堂(二)はり出シ被申付也、
二条御目付神沢与兵衛(兼町奉行与力)・本多甚五左衛門(西町奉行与力)入来ル

四日 晴天

一、御院家、覚円坊被召連、諸司代小笠原佐渡守殿(長重)
松前伊豆守殿・小出淡路守殿(へ)類火注進(二)
御越、中井主水(正知)(へ)も御越被成也、目付衆へも御使申遣也

五日

一、四十八人講中ノ惣寺中(へ)使、重而本堂建立之儀、随分
請出(シ)再興可仕候、左候へハ本堂ノ近辺せまく御座候故、
焼失も有之候かと存候間、寺中裏行十三間ツ、(二)被成、
築地きわ(二)而三間明、並木(ヲ)植申度申候、本堂外堂夕
ケ東(へ)よせ申度由、何度も願候由、使(二)而東養坊
覚円坊(へ)申来故、何度も為申聞、此方より返答
可申入由也、

一、見舞帳別(二)記之、

六日 雲天

- 一、仮堂・仮方丈（ノ）絵図、中井主水正殿（ヘ）覚円坊持参候処、御公儀（エ）御持参被成御窺可然由被申也、
- 一、見舞別（ニ）記之、

（絵図）

三間梁（ニ）

（絵図）

桁行四間

両（壹間ニ／三間）廂

七日 晴天

- 一、惣寺中寄合、講中一昨日之返答、成程御使之通、御尤存候、何も相心得候由返答、申遣ス也、
- 一、仮堂・方丈仮屋ノ入札、札開、

方丈仮台所（三間梁ニ／桁行六間半）両方壹間

（絵図）

検地 *「検」を抹消している

- 一、中井主水寺内ノ内間打（ニ）来（ル）、一、見舞別（ニ）記之

右絵図之通被為仰付候様（ニ）奉願候、已上

證

申ノ十二月九日 真如堂役者

覚円坊 印

八日 晴天

- 一、仮堂普請始（メ）有之也、
- 一、見舞別（ニ）記之、

御奉行様

九日 晴天

- 一、松前伊豆守殿（ヘ）仮堂之絵図覚円坊持参、如左

右之通絵図松前伊豆守殿（ヘ）持参、役人衆へ

入御覽之処、近日伊豆守殿焼屋敷見分ニ御出候

間、先者御待候様（ニ）との御事にて候也、

- 一、覚円坊、華藏院（ニ）被参、諸司代内縁有之（ニ）付、頼ニ被参也、

外陣（三間梁） 四方（壹間半）鞘廂

桁行六間

十日 雪天

真如堂仮本堂 内陣（三間四方）

後門（三間梁ニ） 前後（壹間半／三間）御拝

桁行九間

- 一、松前伊豆守殿見分ニ御入来、役者・惣寺中

出向被申也、中井主水正・本多甚五左衛門・神沢与兵へ

御供（ニ）御入来、

「真如堂記録」の紹介（四） 「元禄五年日並記」

一、見舞別帳二記之、 一、夜(二)入鎮守御遷宮、

十一日 雪天

一、御院家、覚円坊被召連、松前伊豆守殿(へ)昨日之

礼(二)御こし、香物一桶御持参、御逢被成也、取次川野江右衛門

本多甚五右衛門(へ)香物一持参、神沢与兵(二)而八不叶候也、

一、良快(へ)うとん・まんちふ被遣、此間道具頼置候礼也

十二日

一、御院家、東御門主(へ)御礼(二)こし、常潤代官十三回忌

御焼香(二)御こし、香資二百疋御持参、

一、松雨軒様(へ)やうかん十棹・みつかん一籠御持参也、

一、中井主水殿(へ)使、明日元真如堂ノ間地打ニ

可遣ニ付、覚円坊(二)御出合被成様(二と)申来、使

ツク田市左衛門、

十三日 晴天

一、中井主水正(へ)元真如堂境内間敷打(二)来(へル)

ツク田市左衛門・刑部入来、覚円坊出向被申也、

十四日 晴天

一、御院家、七条(へ)元真如堂(へ)御帰、

十五日 晴天

一、松前伊豆守殿、中井主水正同道ニテ元真如堂(へ)

見分(二)候、其後御院家・覚円坊出向申也、

一、当寺所替之御沙汰有之(二)付、両執当(へ)書状、如左

態一筆指上致候、然者先以御門主様益御機嫌

能可被為成候哉、恐悦(二)奉存候、然当朔日

類火之儀、先而御注進申候て相達可申奉存候、

就夫当寺所替之御沙汰有之、仮堂普

請之儀も先者相对候様(二と)被仰付、其上元

真如堂境内之間敷御打被成候、若所替之

儀被仰付、元真如堂江引込候而者、当寺之

衰微(へ)氣之毒(二)奉存必定仕候ハ、又々可申上候、

先為御注進如此御座候、恐惶謹言、

十二月十五日

上乘院

覚王院法印

佛頂院法印

一、所替之沙汰有之儀、宮様御門主・公家衆墓等有之候儀、

中井主水(へ)為知(二)覚円坊被参也、

十六日 晴天

一、御院家、松前伊豆守殿昨日之御礼(二)被参、

一、本多甚五右衛門・神沢与兵(へ)元真如堂(へ)見分(二)被参、

覚円坊呼来被参也、

十七日 晴天、惣寺中寄合、寺地所替有之御沙汰有之(二)付、

御門主宮様・公家衆墓地有之候而者、所々(へ)右之段御

申入可然由也、

十八日 □^晴天

一、竹門々守殿・勸修寺殿・七条殿・富小路殿、所替之御請有之儀、為御案内覚円坊被参也、寺中公家衆□□可然奉存也、
 一、中井主水正殿へへ内談儀有之、覚円坊被参也、留主故、申置而帰也、

十九日 晴天

一、講中銀子十枚到来、
 一、覚円坊、中井主水へへかたらい所替御座候共、先々御本尊京都へへ御出被成候様へへ仕度由、内談有之処、左候ハ、明日神沢与兵へ・本多甚五右衛門明日東山へへ見分へ二被参候間、御出被成可然由也、

*「明日」重複は原文ママ

廿日 晴天

一、覚円坊東山へ二而神沢与兵へ・本多甚五左衛門へへ願申入候処、返へ二者覚存候、伊豆守殿へへ可申上由也、
 一、友竹^(海北)入来、今朝伊豆守殿へへ参候而内意承候処、真如堂事、殊之外懇意二被仰候、所替候後、相定有之由候也、
 一、折昏見舞衆へへ礼書被遣、

廿一日 曇天、風はけし

一、覚円坊・理正坊^(仙隆)東山呼へ二来へル、則被参候処、与兵衛・甚五左衛門申渡候ハ昨日之後刻
 伊豆守殿へへ申入候処、成ほと尤二候、本尊御心へ二□可成候ヲ寺ノ為ヲ存、被免申候、勝手惣寺ニて先々御出可有

よし也、

一、方々へへ礼書遣ス、
 一、松前伊豆守殿へへ為御礼覚円坊・理正坊参上、

廿二日晴天

一、今日仮堂ノ用意、

廿三日曇天

一、正親町様ハ歳暮為御見米、中山のいも到来、

廿四日晴天

一、御院家東山へ二御こし、

廿五日雪降へル

一、今酉之刻、御本尊東山ハ当寺之仮堂へへ御遷座、一山出仕、側時執行、

廿六日曇天

寅之刻

一、御本尊御開帳、御院家御出、酉之刻閉帳、
 一、御院家・覚円坊、松前伊豆守殿へへ昨日本尊当寺へへ遷座仕候由御断へ二御出、神沢与兵衛・本多甚五右衛門へへも伝奉被遣也、中井主水正へ二も御立寄被成也、